

今号は、「①この間の働くもののいのちと健康をめぐる内外情勢のザッピング、②今月のお勧めの3冊」です。

I この間の働くもののいのちと健康をめぐる内外情勢のザッピング

1 イスラエルのガザ侵攻1年—深まる人道危機と中東全域に広がる危険

10月7日、イスラエルが昨年10月7日にガザに侵攻を開始して1年が経過した。この1年間で、ガザ当局によれば、4万1870人ものが殺害され、負傷した人も9万7166人に及んでいる（その他、行方不明者が1万人、餓死した人が6.2万人、治療を受けられずに死んだ人が6.7万人で、合計18.6万人もの人々が亡くなったと推定されている）。ガザの人口約240万人の内200万人もの人々が住まいを追われている。イスラエルはレバノンにも地上侵攻をし、イランとの対立も深めており、戦火は中東全域に広がる危険も強まっている。国際社会は、これまでイスラエルの蛮行を糾弾し停戦を求めてきたが、さらに批判を強めイスラエルを孤立化させて、停戦を1日も早く実現させなければならない。



2 日本被団協にノーベル平和賞！



10月11日、ノルウェーのノーベル賞委員会は、日本原水爆被害者団体協議会（日本被団協）に対し、「核兵器のない世界を達成する努力、また目撃証言を通じて核兵器が二度と使われてはならないということをもつて示してきたこと」によって、ノーベル平和賞を授与すると発表した。一方で核脅威が強まっている下での今回の日本被団協の受賞は、とりわけ大きな意義を持っており、唯一の被爆国である日本の政府が核兵器禁止条約を批准し核兵器廃絶の先頭に立つことがあらためて求められている。

3 国連環境計画（UNEP）、現状のままなら気温3.1度上昇！ 猶予期間は数年！！

10月24日、国連環境計画（UNEP）は、世界の温暖化対策が現状のままなら、産業革命前からの気温上昇が3.1℃に達するとの報告書を発表し、1.5℃に抑えるとのパリ協定の目標達成に向けた猶予期間は「数年以内」と指摘した。日本のとりくみの遅れ〔=①気候危機への全体としての認識の甘さとマスコミの鈍感な報道姿勢・歪み、②低すぎる政府目標、③石炭火力発電への固執（G7で撤退期限を表明していないのは日本だけ！）、④再生可能エネルギーの導入の遅れ、等々〕が目立っている。



4 総選挙の結果

10月27日に投開票された総選挙は、政府与党の自民・公明両党が大きく議席を減らし、過半数割れとなった。金権腐敗した政治と金の問題が最大の争点となった選挙で、物価高に苦しむ国民の怒りが政権与党に対する批判として投票行動に現れたといえよう。“自民党政治の終わりの始まり”とも言える選挙結果となったのか…。

党派	自民	公明	立民	維新	国民	れいわ	共産	参政	保守	社民	無所属
獲得議席	191	24	148	38	28	9	8	3	3	1	12
前回比	▲65	▲8	+50	▲5	+21	+6	▲2	+2	+3	±0	▲2

○ 推定投票率：53.84%（前回：55.93%）

5 雇用の分野における女性活躍推進に関する検討会が報告書を公表

8月8日、厚生労働省の「雇用の分野における女性活躍推進に関する検討会」は報告書を公表した。2019年に女性活躍推進法の改正法が施行されて以降の5年間の到達点と課題、今後の方向性を明らかにするのが目的。

この間の到達点として、①「常時雇用する労働者の数が301人以上の企業について、男女の賃金の差異の情報公表が義務化される」という新たな動きはあったが、男女の賃金格差は依然として大きく、女性管理職の割合も国際的にみるとその水準は低い、②ハラスメント関係の相談件数が高止まり傾向にあり、カスタマーハラスメントや就活等セクシュアルハラスメントなどが社会問題化している、としている。

今後の方向性について、①女性活躍推進法は10年間期限を延長する、②男女の賃金格差公表を101人以上300人以下の企業まで拡大する、③女性管理職比率も開示必須項目とする、④カスハラ、就活セクハラについても事業主の雇用管理上の措置を義務化するとした一方、⑤ハラスメントに関するILO第190号条約の批准については「更なる検討を進める」と先送りした。



6 国税庁、2023年の「民間給与実態統計調査」の結果を公表

9月25日、国税庁は、2023年の「民間給与実態統計調査」の結果を公表した。2023年12月31日現在の給与所得者数は、6,068万人（前年比1.7%・102万人増加）、2023年に民間の事業所が支払った給与の総額は232兆9,072億円（前年比0.7%・1.6兆円の増加）で、源泉徴収された税額は12兆61億円（前年比0.3%・363億円の減少）、給与総額に占める所得税は5.15%。

1年を通じて勤務した給与所得者は5,076万人（前年比0.0%・1万人の減）で、その平均給与は460万円（前年比0.4%・1万9千円の増加）。男性は2,887万人（前年比1.3%・39万人の減）、女性は2,189万人（前年比1.8%・38万人の増加）で、平均給与は男性569万円（前年比0.9%・5万2千円の増加）、女性316万円（男性の55.5%、前年比0.7%・2万1千円の増加）。男性では400万円超500万円以下が一番多く、女性では100万円超200万円以下が最も多い。正社員は530万円（前年比1.3%・7万円の増加）で、正社員以外では202万円（正社員の38.1%、前年比0.7%・1万4千円の増加）



7 コロナの死者、5類移行以降の1年間で3万3千人！ーインフルエンザの15倍！



10月24日、共同通信が配信したニュースによれば、新型コロナウイルスの感染法上の位置付けが5類となった2023年5月から24年4月までの1年間の、新型コロナ感染の死者数が3万2576人に上ったことが、厚生労働省の人口動態統計で分かったとのこと。死者の約97%が65歳以上の高齢者で、同時期のインフルエンザの死者数2244人と比べて約15倍！

8 袴田巖さんの再審裁判で無罪判決、検察控訴せず無罪確定！

9月26日、静岡地裁は、1966年に静岡県の味噌製造会社の専務一家4人が殺害された事件で、死刑が確定していた袴田巖さんが再審を請求した裁判で、無罪の判決を言い渡した。判決では、袴田さんを犯人として重要な証拠には「3つの捏造がある」とし、袴田さんが自白したされた調書は「非人道的な取り調べ」によるものとして証拠から排除した。10月



8日、検事総長は「控訴しない」とする談話を表明し、無罪が確定した。逮捕から58年、最高裁判決での死刑確定から44年も経っており、「検察が証拠開示要求に応じる義務がない」「再審開始に対する検察の抗告が解決を遅らせている」などの問題点を改善する、再審法（刑事訴訟法）の改正は急務といえよう。

9 労働基準法の見直し・改正の動きにご注意を！



今年に入って、厚生労働省の下で、今後の労働基準関係法制の法的論点の整理と労働基準法等の見直し・改正を検討する「労働基準関係法制研究会」が設置され、労働基準法の見直し・改正について精力的に検討を行っている。

研究会の設置・検討開始に先がけて、日本経団連は、「労使自治を軸とした労働法制に関する提言」（1月16日）を発表した。その主な内容は、①労働時間規制のデロゲーション（規制の例外、適用除外）の拡大、②（過半数労働組合がない場合の）「労使協創協議制」の創設（によるデロゲーションの推進）、③事業所単位から企業単位での就業規則の作成や労使協定の締結など。

労働基準法制関係研究会は、これまでに13回開催され、①労働時間法制（労働時間、休憩、休日及び年次有給休暇）、②労働基準法上の「労働者」、③労働基準法上の「事業」、④労使コミュニケーションの4点について、問題の所在を明らかにして、議論を重ね、論点を整理し、年内にも労働基準法等の見直し・改正の内容をまとめようとしている。

全労連は、労働基準関係法制研究会の議論に関わって意見を発表している（2024年7月5日付「労働基準関係法制研究会の討議事項に関する意見」及び10月1日付「補足」。いずれも全労連のホームページから見ることができる）。①労働時間規制のデロゲーション（規制の例外、適用除外）の拡大に反対し、労働時間規制の強化（＝^ア法定労働時間の短縮⇒1日7時間・週35時間制に、^イ労働時間管理義務の明確化、^ウ上限規制の強化、特別条項の廃止、^エ変形労働制・裁量労働制・適用除外の見直し・廃止、^オ割増賃金率の引上げなど）を求めるとともに、②労基法の適用単位としての事業場単位の堅持、③労働者概念の拡大と適用の柔軟化、フリーランスの保護の拡大、④「過半数代表者」選出の民主的手続きと身分保障などを要求している。

はたして、日本国憲法第27条2項の「労働条件法定主義」と労働基準法の大原則（*）を踏まえた、労働者の権利保護に資する労働基準法の見直しと改正となるかどうか、「労働基準関係法制研究会」の議論と結論を注視していく必要がある。

（*）日本国憲法第27条2項：

「賃金、就業時間、休息その他の勤労条件に関する基準は、法律でこれを定める」

労働基準法第1条：

「①労働条件は、労働者が人たるに値する生活を営むための必要を充たすものでなければならない。

②この法律で定める労働条件の基準は最低のものであるから、労働関係の当事者は、この基準を理由として労働条件を低下させてはならないことはもとより、その向上を図るようにしなければならない。」



過労死等防止対策推進シンポジウム（京都会場）のお知らせ

- 2024年11月22日（金）午後1時30分～4時20分
- 池坊短期大学・洗心館・地下1階「こころホール」
（下京区四条室町鶏鉾町491）
- 基調講演「過労死・ハラスメントをなくすために」（川人博弁護士）、
過労死遺族からの体験談の発表、その他
- 主催：厚生労働省・京都労働局、協力：過労死防止京都連絡会



* 申し込みは、厚生労働省の「過労死等防止対策推進シンポジウム」のホームページからどうぞ！！

II 今月のお勧めの3冊：「フェミニスト経済学—経済社会をジェンダーでとらえる」

「ルポ低賃金—低賃金日本の実態」「老化と寿命の謎—なぜ老いるのか、なぜ死ぬのか」



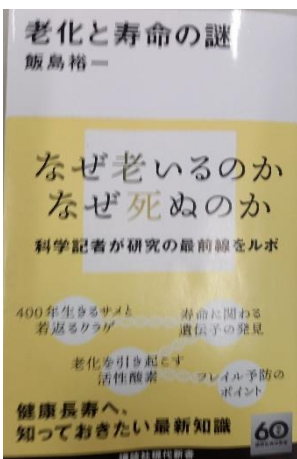
まずは、長田華子・金井郁・古沢希代子編著「フェミニスト経済学—経済社会をジェンダーでとらえる」(有斐閣、3700円+税、2023年10月初版)。「しんぶん赤旗」の8月27日～31日付に5回連載された「長田華子茨城大准教授に聞く『グローバル経済と女性—フェミニスト経済学の視点』」を読んで本書を知り、一読。本書は「フェミニズムの視点から経済学をとらえたフェミニズム経済学の教科書」。そして「フェミニズムの視点」とは、「経済社会におけるジェンダーの作用を追究することによって、女性に限らず、男性、子ども、高齢者などの万人を、差別と抑圧から解放し、一人ひとりの権利を保障することで、万人のウェルビーイング(well-being)の向上をめざすもの」であるとしています。フェミニズム経済学は、「ケアを中心にすえた経済学を構想しようとしている」「人間のウェルビーイングも地球環境も危機

に瀕している中、人間と地球環境の両方にとって持続可能な社会を構築するための分析枠組みを提示するだけでなく、行動のための学問でもある」ともあります。本書の構成は、第I部の「理論と方法」では、フェミニスト経済学の分析視角として、合理的経済人仮説批判、アンペイドワーク、世帯内の意思決定と資源配分を検討し、分析ツールとして、生活時間とジェンダー統計を提示しています。第II部の「領域と可能性」では、労働市場、マクロ経済、ジェンダー予算、福祉国家、金融、資本と労働力移動、貿易自由化、開発、環境と災害におけるフェミニスト経済学の問題意識と分析視点を提示しています。「安くもなく読みやすくもない本」ですが、色々と勉強になり刺激に富んだ本であることは間違いありません。

次に、東海林智「ルポ低賃金—低賃金日本の実態」(地平社、1800円+税、2024年4月初版)。筆者は、毎日新聞社の記者で、元新聞労連の委員長。本書は、「なぜ、この国では、普通に働いても、普通に暮らせないのか？」(本の帯)という問題意識の下、「1995年の『新時代の日本の経営』」を起点に急増した非正規労働者、そして結果として増大した低賃金で働く人々の現場を歩いたルポルタージュ(序章)であり、「非正規労働者、漂流を余儀なくされる若者たち、非正規公務員や農業者、個人請負の宅配ドライバーなど、労働の現場から実態に迫り、非正規労働を急増させた財界の戦略を検証」(本の帯)しています。最後の雨宮処凛さんとの対談で、著者が「奪われてきたのは、尊厳だ。働くということの尊厳が奪われ続けた30年だった」「そういう社会をどう変えていけばいいのか」というと、やっぱり労働組合だ。労働組合をきちんと使って、きちんと闘って、企業や社会との緊張関係の中で働く尊厳をとりもどしていくしかない。どちらにしろ、黙っていて変わることは絶対がない。それだけは明らかだ」という言葉が心に響きます。



最後に、飯島裕一「老化と寿命の謎—なぜ老いるのか、なぜ死ぬのか」(講談社現代新書、940円+税、2024年7月初版)。



著者は、信濃毎日新聞の特別編集委員。本の帯には「『なぜ老いるのか、なぜ死ぬのか?』—科学記者が研究の最前線をルポ。健康長寿へ、知っておきたい最新知識」「健康であっても、そうでなくても—老化と向き合うすべての人たちに贈る。『長い老い』を豊かに過ごすための処方箋」とあります。本書は3章構成となっていて、第1章「寿命をめぐって」、第2章「なぜ老いるのか」、第3章「健康長寿への道—加齢関連疾患とつきあう」からなりますが、特にお勧めは第3章。フレイル、サルコペニア、ロコモ、骨粗しょう症、腰痛、転倒、認知症、難聴、睡眠、前立腺肥大、白内障、嚥下障害など、興味深いテーマが目白押しです。フレイル予防の柱は、運動、栄養、社会参加であり、人生を健康で生きるには、しっかりとした人生観と気力が大切とあります。